

## 春日井市海外人材活用助成事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市は、市内の事業者による外国人従業員の採用を円滑にするため、事業者が外国人従業員に対して日本語教育を実施するために負担した費用の一部を予算の範囲内で補助金として交付することとし、その交付については、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、外国人従業員とは、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1において定める在留資格を有し、日本国内に滞在する外国人のうち、書面により雇用契約を締結しているものをいう。

### (対象者)

第3条 補助金の交付を申請できる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に本店を有する法人又は市内に事業所を有し事業を行っている個人事業主であること。
- (2) 雇用保険、厚生年金及び健康保険の適用事業所であって、所要の保険関係手続を完了していること。
- (3) 春日井市暴力団排除条例（平成23年春日井市条例第28号）に規定する暴力団員でないこと及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- (4) 市税の滞納がないこと。

### (補助対象事業)

第4条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、市内の事業者がその事業場等において外国人従業員に対して日本語教育を実施し、又は外国人従業員に通学させることにより日本語教育を実施する際の費用を負担するものをいう。

### (補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 講師派遣に伴う旅費
- (2) 講師への報酬費
- (3) 外国人従業員を通学させるための交通費
- (4) 日本語教育実施に伴う受講費
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める経費

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、15万円を限度とする。この場合において、その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（交付の申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、海外人材活用助成事業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して、補助対象事業が完了した日から起算して1月以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 第3条第2号の事実を証明する書類
- (2) 外国人従業員の在籍を証明する書類
- (3) 外国人従業員の在留カードの写し又は日本語教育を実施する機関が作成する日本語教育を受けた外国人従業員が在留資格を有することを確認した旨の書面
- (4) 外国人従業員に対して第4条に定める様態の日本語教育を受けさせたこととわかる契約書等の写し
- (5) 申請者が支払った日本語教育費の支払を証する書類の写し
- (6) 申請書を提出する日前3月以内に発行された登記事項証明書（法人が申請する場合に限る。）
- (7) 直近申告分の所得税確定申告書の写し（個人事業主が申請する場合に限る。）

(8) 市税調査承諾書（第1号様式の2）

（交付の決定）

第8条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは海外人材活用助成事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により、適当でないと認めるときは海外人材活用助成事業補助金交付申請却下通知書（第3号様式）により通知するものとする。

（交付の請求）

第9条 補助金の交付の決定を受けた者は、請求書（第4号様式）を速やかに市長に提出するものとする。

（補助金の交付）

第10条 市長は、前条の請求書を受理したときは、その内容を審査し、補助金を交付するものとする。

（交付の決定の取消し等）

第11条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、その補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるとき。

（雑則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年5月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式（第7条関係）

海外人材活用助成事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）春日井市長

住 所

営 業 場 所

氏名又は名称

及び代表者名

海外人材活用助成事業補助金の交付を受けたいので、春日井市海外人材活用助成事業補助金交付要綱第7条の規定により関係書類を添えて下記のとおり申請します。

1 補助金交付申請額 金 円

2 特記事項

春日井市暴力団排除条例（平成23年春日井市条例第28号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する者ではありません。

第1号様式の2（第7条関係）

年 月 日

（宛先）春日井市長

住 所

（所在地）

申 請 者 氏 名

（名称及び代表者名）

市税調査承諾書

春日井市海外人材活用助成事業補助金の申請に当たり、春日井市が、申請者の市税の課税及び納税の状況を調査することを承諾します。

備考

- 1 個人事業主の場合は、氏名を自署すること  
本人確認書類（運転免許証・マイナンバーカード・その他）
- 2 法人の場合は、住所・営業場所・法人名・代表者名を記入し、社印又は代表者印を押印すること

第2号様式（第8条関係）

海外人材活用助成事業補助金交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

春日井市長

年 月 日付けで交付申請のあった海外人材活用助成事業補助金については、春日井市海外人材活用助成事業補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり交付することに決定する。

交付決定金額 金 円

第3号様式（第8条関係）

海外人材活用助成事業補助金交付申請却下通知書

第 号  
年 月 日

様

春日井市長

年 月 日付けで交付申請のあった海外人材活用助成事業補助金については、春日井市海外人材活用助成事業補助金交付要綱第8条の規定により、次の理由により補助金を交付しないことに決定する。

(理由)

第4号様式（第9条関係）

請 求 書

年 月 日

（宛先）春日井市長

住 所  
営 業 場 所  
氏名又は名称  
及び代表者名

年 月 日付け 春経第 号で交付決定通知のありました春日井市海外人材活用助成事業補助金について次のとおり請求します。

請求金額 金 円

口座振込先

振込先			
預金種別		口座番号	
フリガナ			
口座名義人			